

厳しい短期財政にご理解とご協力を

～医療費支払いまでの流れについて～

組合員や被扶養者の皆さんが組合員証等を提示して医療機関で受診されますと、医療機関の窓口で支払う自己負担割合は医療費総額の3割*となっており、残りの7割は共済組合から支払機関を経由して医療機関に支払っていますが、その医療費の財源は、主として組合員の皆さんからの掛金と所属所からの負担金及び財政調整事業による財政調整交付金をもって賄われています。

共済組合の医療給付制度は、組合員全員が給料に応じて掛金を負担し合い、所属所の負担金と合わせて、いざというときに必要な医療給付を行うという助け合いの制度から成り立っており、このことによって、組合員や被扶養者の方が病気やケガをされた場合、その治療に要する費用が家計に著しく負担となることなく安心して医療を受けることができるわけです。

これまでの共済ニュース「すこやか」でお知らせしてきましたとおり、奈良県の医療費は毎年増加傾向にあり、1人あたりの医療費や1カ月当たりの受診率も、全国の市町村職員共済組合の中では上位にあり、結果として医療費を支払うために必要な掛金・負担金率（平成22年度全国1位、平成23年度全国2位）が毎年引き上げられているのが現状です。

このような現状についてご理解いただき、引き続き適切な受診についてご協力をお願いいたします。

医療費支払いの流れについては、下記のとおりとなっています。

*小学校就学前は2割、70歳から74歳は1割（現役並み所得者は3割）の自己負担割合となります。

医療費支払いの流れ

